

福岡県公報

令和四年十二月十三日
第三百五十七号
増刊 ①

福岡県規則第三十七号

福岡県知事 服部 誠太郎

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する
条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

目次

規 則 (第三十七号―第三十九号)

- 過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に
関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (税 務 課) ……………一
- 地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行
規則の一部を改正する規則 (税 務 課) ……………二
- 地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例
施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) ……………二
- 選挙管理委員会
- 公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他
の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

- (行財政支援課) ……………二
- (行財政支援課) ……………三
- (行財政支援課) ……………四
- (行財政支援課) ……………四
- (行財政支援課) ……………五
- (行財政支援課) ……………五
- (行財政支援課) ……………五

規 則

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行
に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年十二月十三日

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する
条例の施行に関する規則の一部を改正する規則
に関する規則 (昭和三十八年福岡県規則第三号)の一部を次のように改正する。
様式第一号の一中「新設又は増設した」と「取得等又は新設若しくは増設した」に
、「新設又は増設された生産設備」と「取得等又は新設若しくは増設した対象設備」に
改める。

様式第一号の二の社の中「不動産の取得に係る申告書」と「不動産取得税申告書
(福岡県税条例施行規則第七号様式)」を「提出してください」の次に「(た
だし、不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合、
不動産取得税申告書の提出は要しません。)」を加え、同様式の注の二を次のように改
める。

3 この申請書には、次の書類を添付してください。

(1) 申請書と同時に提出するもの

ア 取得等又は新設若しくは増設した建物の配置図 (取得不動産が家屋の場合
)

イ 土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に工場等の建築に着手するこ
とが認められる書類 (取得不動産が土地の場合)

(2) 対象設備を取得等又は新設若しくは増設した日の属する事業年度 (年) の決
算が確定した場合に提出するもの

法人にあっては減価償却明細書 (法人税法施行規則別表16)、個人にあって
はこれに代わるもの

様式第二号の(載)中「新設し、又は増設した固定資産」と「取得等又は新設若しく
は増設した対象設備に係る固定資産」を「新設し、又は増設した生産設備」と「取得
等又は新設若しくは増設した対象設備」と改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第一号の二の改正規定(「規

出してください」の次に「(ただし、不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合、不動産取得税申告書の提出は要しません。)」を加える部分に限る。)は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年十二月十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十八号

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則の

一部を改正する規則

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成二十九年福岡県規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第四号中「回部に提出してください」の次に「(ただし、不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合、不動産取得税申告書の提出は要しません。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年十二月十三日

福岡県規則第三十九号

福岡県知事 服部 誠太郎

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例施行規則(平成二十九年福岡県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「回部に提出してください」の次に「(ただし、不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合、不動産取得税申告書の提出は要しません。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第九十一号

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十二月十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治

団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和三十年一月二十五日福岡県選挙管理委員会規程第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「別記第十五様式(原稿用紙)」の下に「県委員会が提供する同様式の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することが

できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。」を加え、「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、同条第二項中「胸像写真で、」を「胸像写真(電磁的記録による写真を含む。以下同じ。)で電磁的記録によらないものにあつては」に改める。

第二十四条第一項中「黒色の色素により記載」を「無彩色で記載し、又は記録」に改め、同条第三項中「記載」を「記載し、又は記録」に改め、同条第四項中「なにも記載してはならない。」を「電磁的記録によらないものにあつては何も記載せず、電磁的記録によるものにあつては前条第二項の規定による候補者の胸像写真を貼り付けて提出しなければならぬ。」に改め、同条第五項中「記載」を「記載し、又は記録」に改める。

第二十五条第一項中「記載」を「記載し、又は記録」に改め、同条第二項中「第二十三条第二項」の下に「又は前条第四項」を加える。

第二十六条第一項中「記載」を「記載し、又は記録」に改め、「掲載文の記録」の下に「又は記録」を加える。

第二十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において県の委員会は、掲載文中使用した当用漢字以外の漢字(氏名を除く。)で当用漢字に代えることができるものは、当用漢字を使用することができるものとする。

第二十七条第二項から第五項までを削る。

第二十八条第一項中「記載」を「記載し、又は記録」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和四年十二月十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地(第一号)	公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	届出年月日
			所の所在地			

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

日本維新の会参議院福岡県選挙区第1支部	龍野真由美	大塚 伸一	福岡県福岡市博多区大井二一三	参議院議員		四、五、一〇
---------------------	-------	-------	----------------	-------	--	--------

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
			所の所在地	

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

自由民主党福岡県北九州市戸畑区第一支部	田中 元	中島 英明	福岡県北九州市戸畑区浅生二一〇一一九		四、五、一九
---------------------	------	-------	--------------------	--	--------

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地(第一号)	公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	届出年月日
			所の所在地			

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

龍野真由美後援会	龍野真由美	大塚 伸一	福岡県福岡市博多区大井二一三	参議院議員	龍野真由美	四、五、一〇
----------	-------	-------	----------------	-------	-------	--------

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
			所の所在地	

おだ勝彦後援会	津田 政敏	小田久美子	福岡県京都郡みやこ町勝山黒田		四、五、一八
---------	-------	-------	----------------	--	--------

小しかずや会	小山 和也	石橋 義治	福岡県八女市星野村五二二九一四		四、五、一六
--------	-------	-------	-----------------	--	--------

川口誠二後援会	川口 誠二	隈本 真美	福岡県八女市国武四六四		四、五、二七
---------	-------	-------	-------------	--	--------

坂口よしまさ後援会 坂口 嘉政 坂口 莉佳 福岡県福岡市城南区別府三二一 四、五、一二
 三小田保弘後援会 三小田保弘 三小田由起 福岡県柳川市大和町塩塚五四一 四、五、二〇
 田中ゆうへい後援会 田中 雄平 田中 昌代 福岡県北九州市小倉南区朽網西五四 四、五、一二
 ふじせ康司後援会 藤瀬 康司 藤瀬 康司 福岡県糟屋郡志免町田富二一四一 四、五、二六
 ほんかわ知明と子ども未来応援団 本河 知明 松本 道生 福岡県福岡市早良区有田五一七 四、五、一〇
 むらよし勇介後援会 村吉 勇介 村吉 光子 福岡県田川市大字伊田四二〇一 四、五、一九
 和田しんいち後援会 飯本 寛志 井上 頼子 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 四、五、一六

福岡県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和四年十二月十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党甘木朝倉支部	大内田芳男	代表者の氏名	大内田芳男	栗原 涉	四、五、一
自由民主党福岡県港湾支部	小倉 征巳	会計責任者の氏名	鷹嶋 俊之	安井 祐輝	四、四、一
立憲民主党福岡県第1区総支部	坪田 晋	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区東公園五二一八	福岡県福岡市博多区吉塚二五二一	四、五、六
立憲民主党福岡県第6区総支部	城井 崇	会計責任者の氏名	新井富美子	廣瀬 勝栄	四、五、三一

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
井上ひろゆき後援会	井上 博行	会計責任者の氏名	西嶋 順二	大谷 明治	四、五、一一
市民ネットワイク福岡	小嶋 由水	代表者の氏名	小嶋 由水	豊嶋 聡子	四、四、二六
秀友会	田中 善信	代表者の氏名	田中 善信	田中 秀子	四、五、一九
田中なおき後援会	田中 善信	代表者の氏名	田中 善信	田中 秀子	四、五、一九
坪田晋後援会	坪田 晋	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区東公園五二一八	福岡県福岡市博多区博多駅前三〇一	四、五、六
共に創る大夢多の会	森 遵	主たる事務所の所在地	福岡県大牟田市左古町一一二	福岡県大牟田市上町一一三	四、五、三〇
福岡県商工政治連盟筑紫野支部	高野 徳美	会計責任者の氏名	林田 昌英	仲村 剛	四、四、一
ふじの哲司後援会	藤野 哲司	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市東区箱崎三一五	福岡県福岡市東区箱崎二一六	四、五、五
森じゅん後援会	森 遵	主たる事務所の所在地	福岡県大牟田市左古町一一二	福岡県大牟田市旭町二一五	四、五、三〇
りゅうのまゆみ後援会	龍野真由美	政治団体の名称	りゅうのまゆみ後援会	龍野真由美後援会	四、五、一五

福岡県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和四年十二月十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

日本維新の会衆議院福岡県第10選挙区支部 西田 主税 三、一二、三一

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

石井ひろし後援会 石井 裕 四、五、二

入江かずたか後援会 入江 和隆 四、四、二八

遠藤嘉昭後援会 遠藤 嘉昭 四、五、一〇

川口誠二後援会 川口 誠二 三、一二、三一

くるめ市民党 木原 丈博 四、五、一〇

しき玲子後援会 志岐 玲子 四、四、三〇

しのはら哲哉後援会 森 英幸 四、五、三〇

たけうち信昭後援会 竹内 信昭 四、四、三〇

ふじせ康司後援会 藤瀬 康司 四、五、二五

山下竹留後援会 日高 幸雄 四、五、一〇

福岡県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第二項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和四年十二月十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 指定年月日

坂口 嘉政 福岡市議会議員 坂口よしまさ 福岡県福岡市城南区別府三ー二一五 三角ビル三階 四、五、一二

田中 雄平 北九州市議会議員 田中ゆうへい 福岡県北九州市小倉南区朽網 西五ー二三ー二一ー三〇三 四、五、八

本河 知明 福岡市議会議員 ほんかわ知明と子ども未来 一七ー七 四、四、一七

龍野真由美 参議院議員 龍野真由美後援会 福岡県福岡市博多区大井二ー一三ー二三 四、五、九

福岡県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和四年十二月十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新旧 異動年月日

坪田 晋 坪田晋後援会 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市博多区東公園 博多区博多駅前三ー一〇ーエルゾン東公 二六 スコーレ博多五〇ー一 四、五、六

藤野 哲司 藤野哲司後援会 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市東区箱崎三ー一三ー一五 一六ー四八 四、五、五

森 遵 森じゅん後援会 主たる事務所の所在地 福岡県大牟田市左古町一ー一二 一 四、五、三〇

龍野真由美 りゆうのまゆみ後援会 政治団体の名称 主たる事務所の所在地 福岡県大牟田市旭町二ー一五 一 四、五、一五

福岡県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和四年十二月十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

（一）法第十九条第三項第一号による届出 資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
入江 和隆	入江かずたか後援会	四、四、二八
志岐 玲子	しき玲子後援会	四、四、三〇
竹内 信昭	たけうち信昭後援会	四、四、三〇
田中 秀子	秀友会	四、五、一九